

インボイス制度説明会 質疑応答一覧

質問1:インボイス発行事業者の登録は税務署による審査を経てとのことだが、拒否されることはありますか？

回答(国税局):インボイス制度に関する Q&A 問 13 をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf#page=36>

質問2:現在、簡易課税制度を選択しているが、インボイス発行事業者になっても簡易課税制度を選択することはできますか？

回答(国税局):インボイス発行事業者となっても、その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であることなどの適用要件はありますが、簡易課税を選択することは可能です。

国税庁のホームページに掲載しているリーフレットも併せてご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

質問3:全農茶市場が卸売市場特例の申請が通る見込みはどのくらいですか？

回答(全農):具体的な数字は答えにくいですが、卸売市場特例に必要な5項目を実質クリアしているので、概ね特例の適用を受けられるとっております。

質問4: 全農茶市場では、売り手と買い手、その商品がとても明確な形で取引されているので、特例の条件にそもそも当たらないのではないのでしょうか？

回答(農林水産省): 先ほど説明した無条件委託方式かつ共同計算方式については、協同組合特例の前提とありますが、卸売市場特例の前提とはなっておりません。卸売市場特例は、日々大量の委託取引が行われ、買い手が売り手に対してインボイスを発行することが実質的に困難な取引形態を念頭に置いており、(1)卸売市場法に基づき認定された中央・地方卸売市場、または(2)農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場として農林水産大臣の確認を受けた卸売市場、のいずれかに該当する場合に対象となります。

質問5: 市場特例が認可された場合、免税事業者が出荷した荒茶も消費税が加算された金額での販売となりますか？

回答(全農): 免税事業者が出荷した荒茶も消費税が加算された金額での販売となります。